

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第3号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例について

資料1 新旧対照表

病院局

令和3年2月10日

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,267人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>438</u>人以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,116</u>人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,433</u>人以内</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,267人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>409</u>人以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,127</u>人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,424</u>人以内</p> <p>(以下略)</p>

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,428</u>人以内とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,389</u>人以内とする。</p> <p>(以下略)</p>